

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

目 次

◇告 示

土地改良区の役員就退任（農村整備課）
土地改良区の定款の変更の認可（〃）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事

中井岩雄

倉吉市下余戸二九

八渡吉永

上余戸一八五

涌嶋寿雄

二七〇一二

伊藤光重

下余戸四七

牧田信道

山根三二六

河嶋延勇

伊木一四二

岡本寿朗

山根三九七

高見峰

六七〇

深田甲子夫

八屋五三

河嶋積

伊木一六二一六

福井永康

八屋一六三

砂原寿一

上井町二丁目七十八

沖忠勝

上井三八九

福井律

福庭二八一次一

徳丸美英

三四二一三

河口俊一

二二五

角輝夫

海田東町五八一

涌嶋治夫

倉吉市上余戸一七

河島忠孝

伊木四九

福井篤

上井三四八一

平成三年五月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事

河 島 忠 孝 倉吉市伊木四九

八 渡 吉 永 " 上余戸一八五

川 口 文 雄 " " 二六七

伊 藤 光 重 " 下余戸四七

中 井 岩 雄 " " 二九

河 嶋 延 勇 " 伊木一四二

岡 本 寿 朗 " 山根三九七

高 見 峰 " " 六七〇

前 野 正 義 " 八屋三四

福 田 堯 " 山根三四二

福 井 永 康 " 八屋一六三

砂 原 寿 一 " 上井町二丁目七七八

沖 忠 勝 " 上井三八九

福 井 律 " 福庭二八一次一

德 丸 美 英 " " 三四二一三

河 口 俊 一 " " 二二五

角 輝 夫 " 海田東町五八一

監 事 涌 嶋 治 夫 倉吉市上余戸一七一

河 嶋 積 " 伊木一六二一六

福 井 篤 " 上井三四八一

平成三年五月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に
基づき、千代水土地改良区の定款の変更を平成三年六月十七日認可したの
で、同条第三項の規定により告示する。

平成三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十一号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策
特別型）布袋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と
決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条
の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の
とおり縦覧に供する。

平成三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年六月二十四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年五月三十日 鳥取県指令受鳥土維第百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字打明ヶ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区味原本町六一二

ユーエフ産業株式会社

代表取締役 鈴木 勇